

官報

号外 昭和二十二年十月七日

○第一回 参議院會議錄第三十五号

昭和二十二年十月六日(月曜日)午前十一時二十六分開議

議事日程 第三十四号

昭和二十二年十月六日

午前十時開議

第一 昭和二十二年年度一般會計予算補正(第三号) (委員長報告)

第二 大蔵省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異辭がなければ朗読を省略いたします。

去る二十九日第十回文書表記載の諸願書を左の委員会に付託した。

国土計画委員会

第二十五十九号 大分縣下の河川砂防工事に関する諸願書

第二十六十一号 野田川砂防工事施行に関する諸願書

第二十六十三号 加古川中流改修工事に関する諸願書

文化委員会

第二二十八号 天草島各種観光施設促進に関する諸願書

文教委員会

第二三十五号 六・三教育制度の経費を全額國庫負担とするに

第二三十八号 六・三教育制度の経費を全額國庫負担とするに

第二四十一号 六・三教育制度の経費を全額國庫負担とするに

第二四十三号 六・三教育制度の経費を全額國庫負担とするに

第二五十号 六・三教育制度の経費を全額國庫負担とするに

第二五十四号 秋田縣山専門学校の大学昇格に関する諸願書

第二五十八号 六・三教育制度の経費を全額國庫負担とするに

第二六十号 濱松工業大学設置に関する諸願書

第二二十九号 恩給増額に関する諸願書

第二四十二号 教員恩給増額に関する諸願書

第二五十一号 教員恩給増額に関する諸願書

農林委員会

第二四十六号 こうじ類の一般製造に関する諸願書

第二四十八号 茨城縣下北浦干拓事業促進に関する諸願書

水産委員会

第二四十七号 兵庫縣築山漁港改修工事に関する諸願書

第二五十五号 横濱港港務築築に関する諸願書

第二三十三号 北海道における家庭越冬用燃料の價格に関する諸願書

電気委員会

第二四十五号 配電強化に関する諸願書

運輸及び交通委員会

第二三十六号 磐城西郷信号所、湯野上駅間に鉄道を敷設することに

第二三十七号 九州・四國間の

省營連絡に関する諸願書

第二三十九号 東北本線磐城西郷信号所を貨客取扱駅とするに

第二四十九号 松本・長野兩市間外四路線に國營自動車運輸を開始することに

第二五十二号 羽後鐵道災害復旧に関する諸願書

第二五十三号 關門國道トンネル建設工事促進に関する諸願書

第二五十六号 關門港に外國貿易船の入港促進に関する諸願書

第二六十二号 關門國道トンネル建設工事促進に関する諸願書

第二四十号 「教育振興」特殊郵便切手発行に関する諸願書

第二五十七号 政令第七十四号中憲法違反の條項に関する諸願書

在外同胞引揚問題に関する特別委員会

第二三十号 海外引揚者に対する庶民金庫生業資金貸出に関する諸願書

第二三十一号 青島における居留民立替金の返還に関する諸願書

第二三十二号 海外引揚者の送金爲替支拂に関する諸願書

第二三十四号 中國東北地区に

おける職犯者救護に関する諸願書

第二四十四号 海外引揚者所有の農地に関する諸願書

去る三十日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

災害救助法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを運輸及び交通委員会に付託した。

鐵道營業法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日これを委員会に付託した。

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案

財政及び金融委員会に付託

恩給法の一部を改正する法律案

厚生委員会に付託

又同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日これを司法委員会に付託した。

最高裁判所裁判官國民審査法案

同日議員から左の質問主意書を提出した。

公園組織と価格並に國民生活と資本金に関する質問主意書(油井賢太郎君提出)

甜菜糖業政策に関する質問主意書(岡村文四郎君提出)

供出制度の理論的立場に関する質問主意書(三好始君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員小川友三君提出社会事業に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出水害防止に関する積極政策等に関する質問に対する答弁書

参議院議員田村文吉君提出政府買上又は財産税徴収により物納せる土地に対する公租其他の負担に関する質問に対する答弁書

参議院議員中野重治君提出労働攻勢の全貌に関する質問に対する答弁書

参議院議員青山正一君提出生鮮食料品(水産物)に関する質問に対する答弁書

参議院議員青山正一君提出試験研究機関の活動状況に関する質問に対する答弁書

参議院議員青山正一君提出生活協同組合等に関する質問に対する答弁書

参議院議員油井賢太郎君外一名提出畑作専門農家に対する報償米未渡しに関する質問に対する答弁書

参議院議員板野勝次君提出米價に關

する質問に対する答弁書

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

水害に対する迅速な應急策と治水事業の完遂に関する決議

去る一日議員から左の質問主意書を提出した。

薪炭價格引上げに関する質問主意書(橋本萬右衛門君提出)

利根川並に渡良瀬川河畔内地農地埋立工事打切等に関する質問主意書(小川友三君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

柚夫に対し主食増配に関する質問主意書(平野善治郎君提出)

米麦供出空俵等に関する質問主意書(小川友三君提出)

米國木材米材輸入に関する質問主意書(小川友三君提出)

電燈税により百億圓増収に関する質問主意書(小川友三君提出)

医薬品並に家庭薬製造許可額に関する質問主意書(小川友三君提出)

價格差益金徴集に関する質問主意書(中西功君提出)

外國映画のフィルム輸入に関する質問主意書(油井賢太郎君提出)

同日委員長から左の報告書を出した。

文教委員会請願審査報告書第二号

文部委員会請願特別報告書第二号

鉱工業委員会陳情特別報告書第一号

同日閣東地方水害調査議員派濱棚木班

から左の報告書を受領した。

栃木縣下水害調査報告書

去る二日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを予算委員会に付託した。

昭和二十二年一般會計予算補正(第三号)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日これを商業委員会に付託した。

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律案

同日衆議院から本院の同付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

災害救助法案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

災害救助法

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

甜菜糖業政策に関する質問主意書(岡村文四郎君提出)

公園組織と価格並に國民生活と資本金に関する質問主意書(油井賢太郎君提出)

供出制度の理論的立場に関する質問主意書(三好始君提出)

薪炭價格引上げに関する質問主意書(橋本萬右衛門君提出)

同日委員長から左の報告書を出した。

同日委員長から左の報告書を出した。

昭和二十二年一般會計予算補正(第三号)可決報告書

去る三日左の質問主意書を内閣に轉送した。

利根川並に渡良瀬川河畔内地農地埋立工事打切等に関する質問主意書(小川友三君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員平沼勲太郎君提出林業用苗圃に関する質問に対する答弁書

同日委員長から左の報告書を出した。

医師会、齒科医師会及び日本医療團の解散等に関する法律案修正議決報告書

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日これを予算委員会に付託した。

昭和二十二年一般會計予算補正(第四号)

昭和二十二年度特別會計予算補正(特第一号)

社会事業に関する質問主意書

右の質問主意書を國會議法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月二十日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

社会事業に関する質問主意書

收戦後の社会不安の増大により各

刑務所は定員を突破し、数倍に達し

ておる。これは、社会事業の欠陥に主因する処が多い。現在の社会事業は資金不足に破滅の一步前にある。財源たりし資本家は全部倒産し、新

四階級は無慈悲なる連中にて寄附なし。しかるに、國家代表の政府がこの社会事業費の全額を支出せず今日に至る。高度民主主義を叫ぶ片山首相中心の現政府の処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を求めむ。

内閣参事第七〇号

昭和二十二年九月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出社会事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出社会事業に関する質問に対する答弁書

終戦後の社会情勢の激変に伴い多数の要保護者が生じたのであります

が、政府はこれに対処するため昨年十月生活保護法並びに民生委員令を制定公布し、巨額の予算をも計上致しまして、國の責任において要保護者の援護に万全を期している次第であります。

又これと共に社会事業施設の拡充強化は現下の世相に鑑み特に喫緊の要務でありますので、政府におきましてもこれが維持発展に極力努めて

参つたのでありますが、偶々昨年度よりは関係方面の意圖もあり國庫補助を停止するの止むなきに至りました。然るに一方社会事業施設は最近の如き諸物價の高騰、物資の入手難、人件費の増嵩等によりまして資金は枯渇し甚だしく経営困難となりまして、このまま放置するを許さない状態に立至りましたので、國民たすけあい運動並びに目下アメリカで盛んに行われておりますユミニニテーチエストの例に倣ひまして、社会事業共同募金運動を近く全國的に強力に展開致します等官民相協力して社会事業の振興に邁進しつつある次第であります。

水害防止に関する積極政策等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。
昭和二十二年九月二十日
小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

水害防止に関する積極政策等に関する質問主意書

一、東北地方水害に次ぎ利根川大水害事件に國民の困窮は底知れざるものがある。河底は流水により土砂で上昇し堤防は弱体化し、全國河川は山林地帯の濫伐により大雨ごとに次ぎ次ぎと水害の危険にさらされている。この際政府は積極

的対策を樹立し直に水害防止に着手すべきであると信するが処見を問う。

二、河川はん濫の主因は、河川の砂利採取税のある爲に、國民が砂利を採取しない爲である。特に利根川の九月十六日の堤防の決壊はそれに主因せるものであるから、即時砂利採取税の廃止を断行する意思なきか。

三、水害被害の損失は農民が特に甚大である。農耕作物の一切流出により收穫皆無、その上農地の荒廢、住居、農家屋、農具、牛馬、備蓄食糧及び衣類の流出等により眞に裸一貫となり生活苦のどん頭にあり。政府は如何なる対策を有するや。

四、河川のはん濫愈々急なる時に當り昔日の如く工兵隊の出動あらば九〇%の防止は容易なるべし。敗戦後水害防止工作隊なる河川はん濫防止の専門的工作隊を國家で組織し河川はん濫防止の資材と人を平素用意すべきである。然らば毎年数十億円の被害による損害が救われるが政府の処見を問う。

内閣参事第七一號

昭和二十二年九月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出水害防止

に関する積極政策等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出水害防止に関する積極政策等に関する質問に對する答弁書

今次関東及東北地方に襲來した降雨は各河川に大出水を來し就中既往の最大記録を突破した河川も多く各方面に甚大な被害を惹起し、建設途上の國民生活に更に不安を増加したことは洵に遺憾な次第であります。之が原因につきましては記録的な降雨量があつたことが最大の理由であります。森林に就きましては戦時中並に戦後にかけ木材生産のため相当多量の伐採をしておりますが、跡地造林は之に伴わない状態でありますので、無立木地並に荒廢林地は相当生じた実情であります。

政府は今大災害の特異性を充分調査研究致しまして今後の治山、治水策の重要資料と致しますことは勿論治山、治水の見地から森林の回復を急速に計る要を認め目下之が根本策として治山並造林の五ヶ年計画を計り戦後林野の基本調査に基きまして荒廢林地を森林に復旧し未立木地及伐採跡地の造林を積極的に行いますと共に治水の長期恒久計画を樹立し審議を進めて居りますので之が積極実施を迅速に取運ぶ考えであります。

更に河川氾濫の一因が土砂堆積に依る河床の隆起にもありますことは肯けることであります。土砂採取料金の徴收免除が直ちに河床隆起緩和に役立つとは一概に申されませぬばかりでなく該料金の徴收は現在の河川の維持管理上から考えましても亦地方財政の現況から考えましても今直ちに廃止することは困難と考えられます。

尙水害防止に関する國家的組織の常備については今後充分研究致したいと思ひます。又この度の水害に依る罹災農家に対して直ちに關係機關と連絡の上、第一に應急救恤用の主要食糧、雜糧、乳製品、薪等の應急配給を実施しつつあります。猶第二に此等農家の生産再開のために金融的措置として農機具、肥料等農業生産用品の購入資金並に耕地、林道等應急復旧工事に対しては取あえず特別資金融通の途を開くと共に、被害額の確定を俟つて之が予算的措置を目下考案中であります。第三に資材については、流失損耗せる農機具、肥料、其の他應急復旧用資材の優先的特配を実施しつつあります。

以上各種措置を実施するにあたり極力手続其の他の簡易迅速化をはかり、以つて稀有の災害に見舞われた地域の復興の一日も早からん事を期して居る次第であります。

政府買上又は財産税徴收により物納せる土地に對する公租其他の負担に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。
昭和二十二年九月二十日
田村 文吉

参議院議長松平恒雄殿

政府買上又は財産税徴收により物納せる土地に對する公租其他の負担に関する質問主意書

竊に質問書第三十六號を以て標題の件に就て質問したのに対し内閣参事第四十二號を以て答弁を承り、其中自作農創設特別措置法による買收農地に関する答弁は一應納得出来ましたが財産税物納に關して左記の点了解出来兼ねるので再質問をする。即ち

地租及諸公費の負担時期の限界線に就ては總て所有権移轉登記の時を以てし

小作料取得時期の限界線に就ては所有権移轉の時を以てすると云ふ區別があるのは甚だ穩當でないと思ふ。

六月頃に物納した土地の移轉登記は早くも今年一杯位かかると云うのが一般の常識である。

政府は之に對し如何なる救済方法を採らんとするものであるか。
右質問する。

内閣参事第七二号

昭和二十二年九月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員田村文吉君提出政府買上又は財産税徴収により物納せる土地に對する公租其他の負担に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田村文吉君提出政府買上又は財産税徴収により物納せる土地に對する公租其他の負担に關する質問に對する答弁書

財産税の物納に充てられた不動産の所有権は、財産税法施行規則第六十條の規定により、所有権移轉登記の時を以て政府に移轉することになつてゐる。

故に地租及び諸公費の負担時期の限界線たる所有権移轉登記の時と、小作料取得時期の限界線たる所有権移轉の時とは、同一時である。

なお、物納土地の所有権移轉登記については、極力その促進方を圖つてゐる次第である。

【参照】

財産税法施行規則

第六十條 第五十四條第一項に

掲げる財産による物納の許可

を受けた税額に相当する財産

税は、物納に充てようとする財産の引渡、所有権移轉の登記その他法令により第三者に對抗することのできる要件を充足した時において納付があつたものとする。

労働政勢の全貌に關する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月二十日

中野 重治

参議院議長松平恒雄殿

労働政勢の全貌に關する質問主意書

一九四七年七月一日より九月二十日現在までの間に発生した（最近のものについては報告を接受した）労働争議その他の紛争につき、全國に亘り、左の事項につき、可及的詳細なる報告並にこれに對する政府の對策を文書により回答されたい。

- 一、事業場名 一、所在道府縣
 - 一、参加人員 一、発生日
 - 一、解決月日 一、要求事項
 - 一、争議の形式 一、交渉経過
 - 一、解決事項（貫徹及び非貫徹の別） 一、これに参加せる労働組合の所属適合体別
- 以上

内閣参事第七三号

昭和二十二年九月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員中野重治君提出労働政勢の全貌に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中野重治君提出労働政勢の全貌に關する質問に對する答弁書

一、労働紛争に對しては、そのよつて来る所以を究めその原因除去に努めると共に、努めて労資双方の自主的團體交渉により解決せらるべきものとし、それが困難な場合は、労働委員會の公正な斡旋、調停、仲裁等により解決せられることを期待することとしてゐる。

二、今日労働紛争の原因となつてゐる事由は、相当多数に亘つてゐるが、その内主なものは、賃金の引上（臨時給與の支給）と事業の縮少整理等に伴う解雇反対乃至解雇手当支給の二項が挙げられる。

賃金の引上（臨時給與の支給）の問題については、政府は、いわゆる千八百円水準を維持すること、現在の経済危機を突破すること、は、どうしても必要であり、生活困難ではあるが、明日の再建のため、今日の耐乏を強く要請すると共に、寧ろ名目賃金の引上よりは、実質賃金の維持増大を図ることと施策を集中し一方問題は結局

生産増強に懸つてゐることに鑑み

いわゆる賃上闘争の生産復興への轉換を要請してゐる次第である。

失業の問題については、能う限り新なる失業者の発生せざるやうに努めることが望ましいのであるが、已むを得ないものについては、公共事業等への就労斡旋、更に生業手当乃至失業保険制度によつて救済致し度いと考へてゐる。

三、労働委員會の斡旋、調停、仲裁等の努力は委員會の努力と、関係者のこれに對する認識の普及と相俟つて、相當の成果を挙げていることは、誠に感謝に堪えないところであつて、政府としては、今後ともその独自性を尊重しつつ、その機能の発揚を図るよう措置する所存である。

【資料省略】

生鮮食料品（水産物）に關する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月二十日

青山 正一

参議院議長松平恒雄殿

生鮮食料品（水産物）に關する質問主意書

本件に對する質問に對し九月二日付内閣参事第五一五号及同第五二五号を

以て答弁書を受領したが甚だ官僚的な点もあれば極めて抽象的なものもあり今少しく民主的且つ具體的な答弁を得なければ満足がゆかないので更めて二、三の点について再質問する。

一、統制の問題について

(1) 自分の問わんとするところは統制の対象を大衆魚にして、しかも多量性の魚種のみ限定することに對して政府の所見を訊したが偶々、高級魚の字句が使われていたのを殊更に採り上げたの答弁である。自分の求めてゐる焦点は高級、低級の區別や識別による統制の存廢ではない。要は例示した數種の大衆魚のみ對照とし其他の魚は全部公定價格制より除外することに付ての所見を聞きたいのである。

(2) 農産物と水産物との取締の差別を訊したが答弁書では取締の責任は政府以外の別個の機關にある如くに了解される。政府は今少しく事実上即した答弁を爲すべきではないか、即ち差別をつけてゐる理由を率直に國民の前に示すことを要求する。

二、荷受機關の複數制について

私的企業の特占に伴う諸弊害を除去することが本制度の主旨であると述べてある、果して斯る主旨なれば「數」を増加することのみに於てこの目的は達成されない。

現行の荷受機関の資格は法人、個人を敢て問わない、只一定の條件を具備して居ればこれを拒否し得ない。今後個人の富の力での荷受機関が幾出群小の荷受機関が乱立することも可能である。こうした場合企業独占排除の精神に副い得ると言ひ得ようか玉石混在の現在の行方よりも既在の荷受機関の資本の構成を普遍的に再分配することに於ても独占排除の効果は充分期待し得ると考へるが如何。

三、魚價と資材について

魚價を三倍、五倍に引上げても資材がなければ一尾の魚も採ることとは出来ないことは前質問に盡きている政府もこの点努力を拂われている点は了承するがリンク制以外の割当資材たる網糸、網網等の現物化の時期と數量を定期的に而も精確に公表されることは大規模漁業の計画樹立上絶体必要とするところである。

昨年割当られたものが未だに現物化せない実状に於ては次期漁業の計画は全々樹立不可能である。少くとも四半期毎位に夫々の出來高を公表すべきだと考へるが政府の所見如何。

更らに公定價格の改訂後の今日に於ても依然として府縣により賦認價格があり魚價に相違がある。現に石川縣においては底曳業者

がこの問題について縣廳に直接追まつた事実もある。

斯る魚價の不統一についても政府の所見を承りたい。

四、産地統制について

農林大臣直轄陸揚地に農林省の係官を常駐させて集出荷の完遂を期する計画とあるが集荷地に至る迄に既に産地即ち漁場において処分され枠外に逃避する陸揚地の取締でなくしてこの産地での統制を如何にするかを承りたい。

尙地方長官指定の陸揚地は如何に統制する方針か之も併て伺いたい。

内閣参事第七四号

昭和二十二年九月三十日

内閣總理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員青山正一君提出生鮮食料品(水産物)に関する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員青山正一君提出生鮮食料品(水産物)に関する質問に對する答弁書

一、統制の問題について

(1) 魚類の公定價格を多量性の大衆魚のみに限定することは、前回述べたような難点があるから、その実施は極めて困難であり、現在のところでは、その実施は考慮していない。なおその

難点の主なものを繰返して述べれば次の通りである。

(イ) 従來魚價の決定に當つては多量性の大衆魚の生産者には有利な決定を根本方針として來たが、その反対の施策を採用すれば、食糧政策上最も重要な多量性の大衆魚の生産者が不利な立場に立ち、その生産意欲が減殺されること。

(ロ) 現在の食糧事情においては、あらゆる食糧品を動員して國民の食生活を安定しなければならぬが、高級魚の價格統制を撤廃すれば、高級魚は一部富裕階級の独占するところとなり、食糧の公平分配が不可能となること。

(2) 農林省としては、農産物と水産物との取締りに差別をつける意志はなく、兩者共に同じように力を入れてゐる。若し兩者間に現実に差異があるならば、それは水産物の配給統制が農産物のそれより数ヶ月早く出たことにより説明されると思ふ。

二、荷受機関の複數制について

独占排除のためには、既在の資本の分割だけでなく、新資本にも進出の途を開くことが必要と思ふ。その結果として群小荷受機関が乱立して市場を混乱させる危険があり、これに對しては、今後とも適

当な対策を講じて行き度いと考へてゐるが、一面自由競争の間に過小規模のものが自然淘汰されて行くことも期待出来ると思ふ。

三、魚價と資材について

資材生産の出來高を確實に把握してこれを公表することは、結構なことであるから実施方につき研究したい。默認價格を網糸に禁止する旨知事に嚴重指示しているが、この指示に反する府縣に對しては出荷を停止する等の措置を講じて、その反省を求めている。

四、鮮魚介については、陸揚地統制を実施しているが、漁場における仲取引に對しては、種々の技術的困難があるから現在のところ実施していないが、その対策を研究する積りである。乙級陸揚地の統制は、その地からの出荷が主として縣内消費向のものであるから、甲級陸揚地の例に準じて知事の権限で実施している。

試験研究機關の活動状況に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月二十二日

青山 正一

参議院議長松平恒雄殿

試験研究機關の活動状況に関する質問主意書

質問の範圍を専ら農林省水産試験場に限定する試験研究機關の在り方は深淵な學理を究明することを本旨とするもの以外には概ね國家、社會の安寧と興隆に寄與するものでなければならぬ。單なる學究的欲求を満足させるための換言すれば一部學者の自己満足や独占機關であつてはならない。

魚が採れない特にイワシ、サバ、ブリ等の回游魚が何故減少したか。學者の科學のメスがこうした問題について何処迄及んでいるか。

戰前十四、五億万貫の漁獲が現在はその三分の一にも満たない状態と比較して、この原因は資材不足、海区の制限その他種々あるが就中最大の原因は回游魚の減少に在ることは争えない事実である。

この原因を探究し之れが対策を指示指導することが研究機關の唯一の生命であり、一般の切実な要望でもある。經費が不足なれば斯る生産的な研究に對しては皆みなく増額するべきだと考へるが如何。

尙現在の活動状況並に研究成果についても承りたい。

内閣参事第七五号

昭和二十二年九月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員青山正一君提出試験研究機関の活動状況に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員青山正一君提出試験研究機関の活動状況に関する質問に

対する答弁書

我が國の重要魚類であるイワシ、ニシン等の漁獲は、沿岸漁獲の多少によつて著しく増減するが、最近の不漁傾向が何に起因するかは、一樣に論ぜられない。

然しこのことは、水産施策上極めて重要な問題であるので、農林省水産試験場に於ては、昭和二十一度度以來主要魚種について夫々専門の研究員を設置し、水産資源の変動について研究すると共に、他面海況に関する不測の調査を実施してその結果に基いて漁業者に適切な指示指導をする様にしている。

これらの調査研究は、廣汎な海域に亘り且つ長日月を要するものであつて、急速にその効果を期待することは困難であるが、一部については既に回游の状況、資源の動向について判明してきたものもある。

その他農林省水産試験場に於ては、漁業生産に必要な水族の生態と環境の研究、漁具及び資材の研究、

漁獲物有効利用の爲の化学的研究等産業の発達に直接必要な各種の研究に従事している。

生活協同組合等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月二十二日

青山 正一

参議院議長松平恒雄殿

生活協同組合等に関する質問主意書

生活協同組合等について

最近各地に生活協同組合或いは消費組合が組織され、この看板の下に各種物資（特に食料品関係）の購入、販賣が行われて居る。組合員相互の福利増進の域を越え純然たる商行爲に墮ちて居るものもあれば、一部の者の利益追求の擬装に過ぎないものすらある。大観して公定價格の嚴守されていないこと、正規ルートが乱されていることは想像に難くない。

斯る組織下に於ては、取締の面も若干の寛大さが認められざるを惡用して公然たる温存地帯化しているものもある。

以上の如き運営は將來健全なる組織の萌芽を阻害することは必然である。

族出する斯る不徳義なる団体乃至組合に対する指導方針と取締に關する政府の具体的な所見を承わりたい。

内閣参事第七六号

昭和二十二年九月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員青山正一君提出生活協同組合等に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

生活協同組合法が未だ制定を見ない今日巷間に於いて結成を見て居るものはその名称の如何を問はず、實質上一種の消費組合であると思われる。

消費組合は勿論その組合員相互の福利増進の爲に運営せらるべきものであつてこれがもしその域を超え、純然たる商行爲に流れ、或は一部の者の利益追求の擬装に過ぎないものがあるとするれば、これは消費組合本来の姿に引きもどされるべきものであると思ふ。殊に公定價格が嚴守されず正規ルートが乱れている具体的事例と実証とがある場合には当然所定の法規に従つてとり締まられなければならない。政府は先般來、緊急対策八大項目の中にその最も重要

な項目として流通秩序の確立を掲げ切符制度の嚴重な遂行と商行爲の徹底的な取締りに依つて、現在の流通秩序の混乱を打破し悪性インフレーションを克服を固く決意して居るものであつて之等の組合に就いても専ら此の線に沿つてその健全化を図ると共に、充分な取締りを行つて行く所存である。

畑作専門農家に対する報償米未渡、しに關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月二十五日

油井賢太郎

中平常太郎

参議院議長松平恒雄殿

畑作専門農家に対する報償米未渡しに關する質問主意書

都会近接地、開墾地或は水利不便地等に畑作専門の農家も数多く存在し昨年之等の畑作専門農家に対し政府に於ては蔬菜の供出割当を爲し此の報償物資として報償米制度を設け國民の食生活上必要欠く可からざる蔬菜の増産を勧奨したのであつた。然るに今年に入つても政府は此の公約を実行せず極めて眞面目な態度で公定價格を以て蔬菜を供出した数多くの畑作専門農家は怨嗟の声を放つて居るのである。丹精せる蔬菜を

で供出し關で主食を買わねばならず然も之を政府に訴える事もし得ぬ無力の農民の心理状態を推察すると唯々同情に堪えないものがある。如何なる理由で報償米を與える公約を果さないのか畫面を以つて答弁を煩わしたい。

内閣参事第七七号

昭和二十二年九月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員油井賢太郎君外一名提出畑作専門農家に対する報償米未渡しに關する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員油井賢太郎君外一名提出畑作専門農家に対する報償米未渡しに關する質問に對する答弁書 蔬菜生産農家に対する報償物資としての主食特配に付ては年度当初國內食糧の供出完遂並に輸入食糧總量二〇〇万噸の確保を前提として計画を樹立したのであるが蔬菜生産の最盛期たる四、五月以降の食糧事情は國內食糧の供出不振並に外國食糧の輸入減に依り極めて逼迫を告げ全國各地に過欠配を生じ憂慮すべき実情に當面したので七月以降各月五日の計画欠配を実施し辛うじてその急場に対処した様な状況であつてその間甚だ遺憾な当初計画せる蔬菜生産農家に対する主食の特配を実施し得るに

至らず経過した次第であるが本件に付ては米穀年度の食糧事情を勘案の上別途可及的考慮し度い方針である。

米價に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月二十三日

板野 勝次

参議院議長松平恒雄殿

米價に関する質問主意書

一、本年度産米價格の決定について
も二十一年度産米のそれと同様に
パリテイ計算による算出金額を基
準とするか否か。

二、然りとすれば、その計算の方法
および内容は如何なるものである
か。

三、先般既に実施中の新物價体系
の一環として、農産物價格が昭和
九年乃至十一年平均價格の四十八
倍を基準として決定されるとき、
米價のパリテイ計算の内容は如何
なるものとなるか。

四、本年度産米價格が、石当り千五
百四又は二千円に決定されるとす
れば如何なるパリテイ計算となる
か。

右の四項に關し、計算要素として
取上げる品名、その各々の單位、そ
の各々のウェイト、基準年度におけ
る各々の平均價格、新物價体系にお

ける各々の平準價格、現在（又は計
算當時）におけるその各々の價格指
数及びこれらを基礎とする加重總平
均の價格變動率等具體的數字並に計
算の経過を添附した詳細な内容を報
告されたい。

また二十一年度米價算定および現
行表、馬鈴薯の價格について前項同
様の内容を報告されたい。

右の諸点に關し、政府の文書によ
る回答を求める。

内閣参事第七八号

昭和二十二年九月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員板野勝次君提出米價に關
する質問に對し、別紙答弁書を送付
する。

参議院議員板野勝次君提出の米價
に關する質問に對する答弁書

答弁要旨

一、二十二年産米價の決定について
もパリテイ計算による予定であ
る。

二、昭和二十一年度「農林省農家經
済調査」より農家の農業經營及
び家計生活に必要な品目を選定
しこの品目の基準年度（昭和九
十一年度）と現在における價格
騰貴率を求め、これにこの品目の
農家現金支出總額に對する現金支
出割合をウェイトとして加重平均

によつて得た指數を基準年度の米
價に乘じて本年度の米價を算出す
る。

三、四十八倍の際のパリテイ計算
は、昭和二十年度「農林省農家經
済調査」に基き右の方式により算
出したものである。

四、質問の主意が明かでないが石当
り千五百円又は二千円というよう
な米價を前提に決めてパリテイ計
算を組むのではなく、前記の方式
によつて得たる指數を基礎として

米價を決定するのであつて、今年
度の米價については目下慎重に資
料を整理集計中である。

五、現行表類及び馬鈴薯の價格はパ
リテイ計算に基づき七月における
想定米價を基準年度の價格の四十
八倍とし、これに最近年次におけ
る表類及び馬鈴薯の價格比率を考
慮して決定した。

林業用苗木に關する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十二年九月二十五日

平沼彌太郎

参議院議長松平恒雄殿

林業用苗木に關する質問主意書
陛下には頻々として起る大水禍
に深く御憂念あらせられ、特に治山、
治水に對し専門家が及ばざる御注意

を賜つた由、内務大臣よりの報告に
接し突に恐懼した次第である。
今回の水魔は永年に渡り当局並に議
会が治山、治水を輕視したる天誅に
して無辜の國民を苦しめたる罪は万
死に償ふるものがある。就ては治
山、治水の一助として左記諸点に對
し質問する。

一、林業用苗木に民間に於て六億本
を養成すべき當局の計画にして、
之に要する苗木は五千余町歩であ
る。

然るに仄聞する處によると當局
間に於ては食糧其他の關係上之に
必要なる苗木確保には難点がある
様でかくては又々計画だおれに終
る事なきやと憂るものである。

依つて山林緑化の根本をなす苗
木を確保する爲め此の際の二案
の内れかを是非共實現せられた
い。

第一案 林業用苗木の産地に對し
必要なる苗木の反別割當をす
る。

第二案 林業用苗木を農地調整法
及自作農創特別措置法による農
地より切りはなし林業用苗木を
確立する。

尙開農地は苗木には不適当にし
て多くを是にたよる事は無謀で
ある。

二、林業用種苗法の大改正をなし林
業用種子、林業用苗木及肥料等の

確保に法的裏付けをなす事が緊要で
ある。

三、林業用苗木が林産物より除外さ
れて居る事は林業政策上不便であ
り且つ不自然である。

依て之を林産物に指定するのが当
然であると思ふ。

四、苗木の養生は想像以上に肥料を
必要とする。

依て苗木に對し反當り最低硫酸
十五貫過燐酸五貫を確實に配給
する必要がある。

右の質問に對し文書に依て答弁せら
れたい。

内閣参事第七九号

昭和二十二年十月三日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員平沼彌太郎君提出林業
用苗木に關する質問に對し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員平沼彌太郎君提出林業
用苗木に關する質問に對する答
弁書

一、造林計画を遂行するためには苗
木の確保が絶体に必要なであるか
ら、第一案の反別割當によるか、
第二案によつて農地調整法及び自
作農創特別措置法による農地よ
り、きりはなすか、それとも第一
案第二案を併用するか、何れかの
方法によつて苗木の確保をはかる

つもりであるが、何れによるか目下研究中である。

二、林業用種子の確保については、現在の林業用種子の運用の適正を期することによつて実行できると思ふ。苗圃並びに肥料については第一問との関係もあり、既存の法規によつて法的な裏付けがされない場合には、林業用種子法に検討を加える必要があると思ふので第一問との関係において考へて行きたい。

三、林業用苗木は、従来から林産物としてとりあつたが、ただ林業法第二條の林産物としてではなく、これは林業用苗木に関する林産物の結成ができるかどうかの問題だけなので、必要に応じて指定するつもりである。

四、苗木養成用の肥料は昭和二十二年一月—七月及び八月—十二月の両期において、それぞれ窒素肥料で反当一貫を配給して来たのであるが、それでは充分でないで、肥料の供給量が増加するにつれて増配するつもりである。

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。お諮りいたします。衆議院一君より病氣のため十六日間請願の申出がございました。許可をいたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 次に、下條康廣君より理由を附して財政及び金融委員辞任の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として高瀬莊太郎君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) この際お諮りいたして決定したいことがござい

ます。治安及び地方制度委員長より、政府の地方出先機関の状況実地調査のため、宮城県及び栃木縣、石川縣及び福井縣に、鈴木直人君、村尾重雄君、岡田喜久治君、青山正一君及び柏木庫治君を、本日から十五日までの間において、五日間の日程を以て派遣したいとの要求がございました。これら五名の委員を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、昭和二十二年一般会計予算補正第三号を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。予算委員長櫻内辰郎君。

審査報告書

昭和二十二年一般会計予算補正 (第三号)

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十二年十月二日

委員長 櫻内 辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

西川 昌夫	石坂 豊一
小串 清一	左藤 義詮
川上 嘉市	飯田精太郎
江熊 哲翁	岡本 愛祐
奥 むめお	島村 軍次
鈴木 直人	西郷吉之助
村上 義一	村尾 重雄
伊東 隆治	稻垣平太郎
木内 四郎	田口政五郎
池田 恒雄	川上 嘉
藤田 芳雄	渡邊 甚吉

要領書

一、委員会決定の理由

昭和二十二年一般会計予算補正 (第三号)は、皇室經濟法に基く予算であつて、先きに本國會において決定せられた皇室經濟法施行法による皇族の基準年額引上げに伴う追加額及び皇族の身分離脱に伴う一時金等に対する予算的措置を講ぜんとする適切なものである。

これが本案を可決した理由である。

二、事件の利害得失

皇族の品位保持、その他新憲法施行に伴う既定方策を実現する利益がある。

三、費用

本補正案に依る歳出の増加額は、皇族の身分に伴う百七十二万円、皇族の身分離脱に伴う一時金四千七百四十七万五千円、合計四千九百十九万五千円であつて、これが財源は、前年度剰余金の受入千八百八十七万二千円、学校特別会計の廃止による受入三千三十二万三千円を充當するものである。

昭和二十二年一般会計予算補正 (第三号)

右は本院において可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十月二日

参議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました昭和二十二年一般会計予算補正第三号案の、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る九月二十六日より十月二日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、十月二日討論に入り、採決の結果

大多數を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。本案の御報告に先き立ち、御了解を願つて置きたいと存じますことは、内務省解体に關連する予算が、昭和二十二年一般会計予算補正第二号案として、すでに本院に提出せられておりますが、内務省解体手續未決定でありますために、補正第二号案の審議を留保いたしました。補正第三号案の審議を先きにいたしましたことを御了解をお願いいたしますのであります。

さて、昭和二十二年一般会計補正第三号は、先般決定せられました皇室經濟法施行法に伴い、直ちに必要と相成る皇族關係の予算を他の予算と切り離して提出せられた予算案であります。本補正によりまして追加の結果、歳入歳出共四千九百十九万五千円の増加となるのであります。歳出追加額四千九百十九万五千円の内訳を申し上げますと、秩父宮、高松宮及び三笠宮について皇室經濟法施行法による定額の改正に伴つて、既定予算の六十八万余円に對し、年額による皇族費の追加として十六万六千円、皇族の身分を離れに相成る皇族について、その身分離脱の時期までの間の年額による皇族費として百五十五万四千円、皇族の身分を離れに相成る皇族について一時金額による皇族費として四千七百四十七万五千円、合計四千九百十九万五千円であります。本補正のための財源とい

たしましては、学校特別会計の廃止によつて受入れる特別会計の現金より受入金三千三十三万三千円及び昭和二十年度剰余金の内より受入金千八百八十七万二千円、合計金四千九百十九万九千円であります。

本案審議に当りましては、各委員から熱心なる質疑があり、政府又これに對して懇切なる答弁がありました。今その質疑應答の主なるものを申し上げます。一委員より秩父宮、高松宮、三笠宮等に他に対する御追加額の内定を承りたい、又現在の高物價時代にその金額は十分なりやとの質問に對して、政府委員より、御直宮御三家に對する本年度当初予算においては皇室經濟法第六條に規定せられておる年額十五万円を基準として計上せられておりましたが、先きに本國會において年額二十万円の基準に引上げられることになりましたので、引上げ後の追加額十六万六千円を追加支出額として計上し、更に御直宮御三家を除く他の十一宮家の十五万円基準より二十万円基準引上げ差額等を皇室經濟法に相成る時を來月中と予想して、それまで分を計上したものが百五十五万四千円となるのでありますとの答弁がありました。又一委員より、御直宮を除く十一宮家が皇室經濟法に相成るといふことは、私共國民として皇族の御繁榮を祈つて参りましたが、固らずも時勢の変遷によつて國民籍にお移りにな

る。何と申しますか、非常に感傷が深いのであります。今まで皇族として國民が崇めて参つた、それがこの度國民籍にお移りになる。今國家が差上ぐるこの一時金で、將來曾て皇族たりしその御品位をお保ちになることが出来るかどうか、特に戰災において打撃の多かつた宮家もあるかと思ひます。それを僅かの一時金で國民籍にお降りになる。將來非常にお苦しいお方がおできになりはしないか、そういう点において最も多いこととあります。十一宮家の御財産の御状態、又一時金の内訳等御伺ひたいとの質問に對して、政府委員より、各宮家の御財産について普遍的に分りますのは、財産税御納付の際に基礎になりまして、更に財産税額を知ることによつて、各宮家の御財産税額を承知せられたのであります。即ち東伏見宮家御財産百九十一万五千円、これに對する財産税百二十万二千円。伏見宮家御財産七百九十二万二千円、その財産税六百九十八万八千円。山階宮家御財産百五十四万三千円、その財産税九十二万三千円。賀陽宮家御財産百七十四万四千円、財産税百七十一万一千円。久邇宮家御財産七百四十八万八千円、財産税五百三十五万二千円。京都久邇宮家御財産十八万六千円、財産税三万四千円。朝香宮家御財産千六百七十九万九千円、財産税八百四十四万三千円。梨本宮家御財産三百六十八万六千円、財産税二百五十六

万五千円。東久邇宮家御財産三百三十一万四千円、財産税二百二十六万四千円。北白川宮家御財産八百四十三万八千円、財産税六百五十三万八千円。竹田宮家御財産六百二十二万二千円、財産税四百六十五万四千円。閑院宮家御財産五百六十八万八千円、財産税四百十九万五千円。更に本予算によりて各宮家に差上げる金額は、皇室經濟會議等の議を経て多少の変更があるかも知れませんが、予算として計上いたしました金額は、東伏見宮家が百二十二万五千円、伏見宮家三百十五万五千円、山階宮家百五十七万五千円、賀陽宮家八百四十万四千円、久邇宮家八百四十万四千円、梨本宮家二百二十万五千円、朝香宮家五百二十五万五千円、東久邇宮家六百七十五万五千円、北白川宮家三百三十七万五千円、竹田宮家五百二十五万五千円、閑院宮家二百二十万五千円を計上したのでありますとの答弁がありました。更に一委員より、皇室經濟法によれば皇族の身分をお離れに相成る場合は、基準年額の十五倍までを一時金額として支出し得ることになつてゐるのに、この予算では十一倍強或いは七倍半という率によりて計上せられておるのは何故であるか、皇室經濟法に御離れになる宮家の御上を思ふ時に、できるだけ多くの一時金を差上げたのであるが、せめて皇室經濟法に定められた年額の十五倍までを差上げることはできないのかといふ質疑に對し、政府委員より、皇族

籍をお離れになる各宮家の御將來につきましては、相當御困難ではあらうと思ひますが、現在の我が國の財政状態その他我が國情等を考慮に入れまして、先ずこの程度を妥當と考えて本予算を提出したのでありますとの答弁がありました。更に一委員より、本予算に計上せられた一時金に對しては、所得税を課せらるるや否やとの質疑に對し、政府委員より、所得税法第六條の第一項及び第五項によりて課税なしとの答弁がありました。尙その他に重要な質疑應答がありました。詳細は速記録によりまして御承知をお願いいたしますのであります。

十月二日質疑を終了して討論に入りましたが、自由黨の石坂豊一委員より、我々は第一回國會において、皇室費に關してかかる予算を審議する機会を得ましたことは、誠に感激しておる次第であります。我々は皇室經濟法を離脱せらるる宮家に對して、この高物價の際において、できることなれば法規の許す最高額まで支出することが國民の意思であらうと存じますが、政府當局においていさゝかの事情を斟酌せられて、この程度の金額にせられた當局苦心の存するところを諒として、原案に賛成するとの意見を述べられ、共產黨の中西功委員の反対意見に次いで、無所属の川上嘉三委員より賛成の意見を述べられ討論を終局いたしました。採決の結果はただ一人共產黨の中

西功委員の反対ありたるのみにて、大多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。ここに御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければこれより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

(起立者多数)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本予算案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 不平を申上げます。過半数という言葉は何を意味しますか。五十何パーセントでも過半数であります。併し反対者は何人あります。ちやんと反対者は三人のみといふことを宣言されんことを要求します。

(議長「絶対多数」と呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) 一人の反対者でも過半数ということになつております。(議長進行と呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) 意味を成しませんが、絶対多数とか何とかいう言葉をばつたり言われんことを希望いたします。

(議長進行「絶対多数賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) 日程第二、大蔵省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案、内閣提出、衆議院送付を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。

審査報告書

大藏省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案

右全案一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年九月二十九日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

参議院議長 松平 恒雄殿

多数意見者署名

山田 佐一 松嶋 喜作
星 一 玉屋 嘉章
波多野 鼎 西郷吉之助
伊藤 保平 田口政五郎
小宮山常吉 高橋龍太郎
渡邊 甚吉 森下 政一
深川タマエ 川上 嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

本案の趣旨は大藏省預金部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計法の積立金の運用による資金の融通を受けた者が、災害その他特殊の事由によつて、元利金の支拂が著しく困難となつた場合に、大藏大臣又は通信大臣は、政令で定める委員会の意見をきいて、公共の利益のために必要な場合に限つて、融通條件を緩和し

て、支拂を容易にしようとするものであつて、適當の措置と認め

る。又地方公共団体又は金融機関が、融通條件の定めるところによつて、融通を受けた預金部資金又は積立金を、更に他人に貸付をした場合に、戦時補償の打切りの結果又はその他やむを得ない事由によつて、これらの公共団体又は金融機関が、その債権の全部又は一部の弁済を受けることができないとき、一定の條件のもとで、公共団体又は金融機関の債務の全部又は一部を免除し、大藏省預金部の負担に帰せしめようとするものであつて、やむを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

これ等の措置によつて、資金の適切な運用を期し、又地方公共団体の財政の負担を軽減し、金融機関の経理を安定せしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のために、特に経費を要しない。

大藏省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年九月二十三日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

大藏省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案

第一條 預金部資金の融通を受けた者が、災害その他特殊の事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつたときは、大藏大臣は、公共の利益のため必要があると認める場合に限り、預金部資金運用委員会の意見を聴いて、○その融通條件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることが出来る。

第二條 地方公共団体又は金融機関に対し、融通條件の定めるところにより、これらの者が更に他人に貸し付けるため、必要な資金として預金部資金を融通した場合において、当該地方公共団体又は金融機関（以下直接融通先という。）から資金の貸付を受けた者（融通條件の定めるところに従い、貸付を受けた者から更に貸付を受けた者を含む。）が、会社経理緊急措置法の特別経理会社（会社経理緊急措置法第三十九條の規定により、同法の規定を準用される者を含む。）となつたため又はその他のやむを得ない事由に因り、直接融通先（債務者の交替その他の事由に因り、あらたに直接融通先となつた者を含む。以下同じ。）が貸付に因り生じた債権の全部又は一部の弁済を受けることができないときは、大藏大臣は、政令の定めるところにより、指定時（金融機関経理緊急措置法に定める指定時をいう。）における当該直接融通先の債務の全部又は一部を免除することが出来る。

第三條 前二條の規定は、簡易生命保険郵便年金特別会計法による積立金の運用による資金の融通に因り生じた債権について、これを準用する。この場合においては、前二條中「大藏大臣」とあるのは「通信大臣」、第一條中「預金部資金運用委員会」とあるのは「政令で定める委員会」と読み替へるものとする。

附則

この法律施行の期日は、各規定につき、政令でこれを定める。但し、この法律公布の日から三十日を超える日以後に、これを定めてはならない。

（黒田英雄君發壇、拍手）

○黒田英雄君 只今上程されました大藏省預金部等の債権の條件変更等に関する法律案につきまして、財政及び金融委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず法案の内容並びに提出の理由について申し上げます。本法は三ヶ條から成つてゐるのであります。第一條におきまして大藏省預金部資金を融通したてありする融通先が、災害その他止むを得ざる事由によりまして、元利金の支拂等に困難を來たしておりますものにつきまして、大藏大臣は預金部資金運用委員会に諮りまして、そして公共の利益のために必要ありと認めました場合におきましては、これが融通條件の緩和、又は延滞元利金の支拂條件等を変更することができるといふことを規定してゐるのであります。これによりまして預金部資金の運用を適正にいたしたいというのであります。衆議院におきまして第一條につきまして修正があつたのであります。それは條文の、大藏大臣が公益上必要ありと認めた場合に預金部資金運用委員会の議を経てということになつておりましたのを、これを前後いたしましたして、大藏大臣は預金部資金運用委員会に諮りまして、そして公共上必要なる場合においては條件の緩和等ができるということに修正に相成つたのであります。

尙第二條におきましては、御承知の通り預金部の資金の運用につきましては、直接に貸付けるものと、地方公共団体又は金融機関等を經由いたしましたて貸付けますものと二つの方法があるものであります。その地方公共団体又は金融機関を經由いたしましたて貸

付けた場合にはおきまして、その最終の融通先が補償打切等法令の結果となつた場合には、その元利金の支拂がでなくなつたような場合におきまして、直接の融通先でありまゝするところの地方公共団体又は金融機関がその回収ができない。これを預金部に支拂うことができないというようになり、これを免除をいたしたいという法案であります。これらの條件につきましては、法令の規定に定めるところによりまして、その債務の全部又は一部を免除しようという規定であるのであります。これは運用委員会が貸付を定めます場合におきまして、ただその金額を地方公共団体又は金融機関に貸付するだけでなく、その最終貸付先までも決まらして、そうして融通条件等につきまして詳しく條件を定めて、運用委員会が決めおけるのであります。その條件に従ひまして、金融機関又は地方公共団体が最終融通先に融通をいたしておるのでありますから、その地方公共団体又は金融機関の何らの過失によるのでなくして、融通条件そのまゝによつて貸付けておられますものが、只今申上げましたように法令の規定によりまして、例えば会社経理應急措置法によつて特別経理会社になつたとか、その他の止むを得ない事由によりまして、償還ができなくなつた場合であるのでありますから、これを中間機関に負担させる

ことは適當でない、これは預金部の負担にするというところが適當であるといふので、かくのごとき規定を設けて、債務の全部又は一部を免除できるといふうにいたしておるのであります。これにつきましては、大体これらの適用を受けまゝする貸付は、現在七億一百万円程あるのであります、その中でこの適用を受けて免除されると推定されるものは、約一億四千九百万円程あるといふことであつたのであります。それから第三條におきましては、この一條、二條の規定は、簡易生命保険及び郵便年金特別會計法によりする積立金の運用による資金の融通によりました債権についても、これを準用するといふことになつたのであります。その場合におきましては、「大蔵大臣」とあるのは「逓信大臣」、又「預金部資金運用委員会」とありますのは、これは法令による委員会、即ち政令で定めまゝする委員会、即ち簡易保険及び年金積立金運用委員会と申しますものに諮つて、処置をするといふことに規定しておるのであります。それから附則におきまして、この法律の施行の期日は各規定について政令でこれを定めるといふことになりまして、第一條の規定並びにこれを準用し、ておきますところの第三條は、公布の日から直ちに施行する予定であるといふことでありまゝ。但しこの法律公

布の日から三十日を超える日以後に、これを定めてはならないとありまして、第二條の規定は政令で施行の期日を定めることになつておりますが、三十日を超えてはならない、三十日以内に定めることになつておりますが、政府当局におきましては、これは預金部資金の損失処理法というものが、先般出来たのであります、これがまだ施行されておられません。いろいろな手続上の關係から施行が遅れておるのであります、これを施行しますと同時に、同じ時において施行したいといふことであるのであります。これは速かにその手続を運びまして、三十日を持たず、早く施行する予定であるといふことであつたのであります。尙この法律は財政法、即ち新憲法に基きまして定めた財政法の第八條の規定によつたものであるものであります。財政法第八條におきましては、「國の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を變更するには、法律に基くことを要する。」といふことを規定しておるのであります。従ひましてこの法律は先程申し上げましたように、條件を緩和し又は債権を免除したものであるから、法律の規定によることの必要があるものであります、この法律を提案されておるのであります。従ひまして従前には條件の変更等は法律によらないでできておるのであります、昭和十九年から二十一

年までの間におきまして、條件の変更等をいたしましたものが五十三件あるのであります、その中の多くのものは戦災によつて支拂の困難になつたようなものが四十八件、風水害によりするものが二件等であるのであります。かくて質疑應答に入りましてしたのであります、只今私が御説明申し上げましたことは、質疑應答において政府の答弁を得ました点によつて申上げたのであります、その他の質疑應答につきましては速記録に譲ることをお許し願ひたいと思ひのであります。かくて討論に入りまして、別に御発言もなく、採決の結果本案は衆議院の修正通り、全会一致で可決すべきものなりと決定をいたしました次第であります。これを以て報告を終わります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

(総員起立)

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致で可決せられました。これにて本日の議事日程は終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十九分散会

出席者は左の通り。	
議長	松平 恒雄君
副議長	松本治一郎君
議員	
中西 功君	板野 勝次君
中野 重治君	細川 嘉六君
阿竹齊次郎君	廣瀬與兵衛君
藤田 芳雄君	千田 正君
栗山 良夫君	佐々木良作君
羽仁 五郎君	星野 芳樹君
池田 恒雄君	川上 嘉君
玉置吉之丞君	小林米三郎君
波多野林一君	堀越 儀郎君
山下 義信君	宿谷 榮一君
岡本 愛祐君	島村 軍次君
安部 定君	島津 忠彦君
中川 以良君	小野 哲君
鈴木 直人君	山崎 恒君
青山 正一君	楠見 義男君
赤澤 與仁君	西郷吉之助君
加賀 操君	市來 乙彦君
伊達源一郎君	來馬 琢道君
松村貞一郎君	姫井 伊介君
小宮山常吉君	寺尾 博君
飯田精太郎君	小杉 伊子君
藤野 繁雄君	米倉 龍也君
赤木 正雄君	尾崎 行輝君
柏木 康治君	岡部 常君
岩男 仁藏君	穂積貞六郎君
北條 秀一君	矢野 西雄君
鎌田 逸郎君	河井 彌八君
下條 康磨君	東浦 庄治君
佐佐 弘雄君	駒井 藤平君
鈴木 憲一君	木下 辰雄君

高橋龍太郎君	山本 勇造君
野田 俊作君	田中耕太郎君
千葉 信君	大野 幸一君
中平常太郎君	木村福八郎君
清水 武夫君	下條 恭兵君
山田 節男君	松下松治郎君
平野 成子君	赤松 常子君
丹羽 五郎君	藤井 新一君
岡村文四郎君	佐伯卯四郎君
門田 定藏君	堀内 到君
井上なつゑ君	石川 準吉君
波多野 鼎君	羽生 三七君
椎井 康雄君	岡元 義人君
新谷寅三郎君	島田 千壽君
吉川末次郎君	結城 安次君
松井 道夫君	伊藤 修君
田中 信義君	植竹 春彦君
油井賢太郎君	岡田喜久治君
入交 太藏君	小杉 繁安君
小 勝馬君	紅露 みつ君
深川タマエ君	木内キヤウ君
原口忠次郎君	前之園喜一郎君
深川榮左エ門君	星 一君
水橋 藤作君	三木 治朗君
田中 利勝君	大島 定吉君
伊東 隆治君	村尾 重雄君
佐々木鹿藏君	鬼丸 義齋君
稻垣平太郎君	岡田 宗司君
森下 政一君	小泉 秀吉君
林屋龜次郎君	中井 光次君
木内 四郎君	櫻内 辰郎君
浅岡 信夫君	木下 盛雄君
堀 末治君	荒井 八郎君

西川甚五郎君	山田 佐一君
中山 壽彦君	黒田 英雄君
石坂 豊一君	柴田 政次君
大野木秀次郎君	小林 英三君
板谷 順助君	今泉 政喜君
松野 喜内君	黒川 武雄君
玉屋 喜章君	松嶋 喜作君
一松 政二君	大隅 憲二君
深水 六郎君	平岡 市三君
仲子 隆君	尾形六郎兵衛君
小野 光洋君	中川 幸平君
重宗 雄三君	西山 亀七君
大隈 信幸君	橋本萬右衛門君
小串 清一君	平沼彌太郎君

國務大臣 大藏大臣 栗栖 越夫君

政府委員 宮内府長官 松平 慶民君
大藏政務次官 小坂善太郎君
大藏事務官 (主計局次長) 河野 一之君

参議院會議録第二十四号正誤

頁段行 誤 正
三〇五 指導を行。 指導及びこれ
五三 指導を行。 に必要な事業
を行。

参議院會議録第二十九号正誤

頁段行 誤 正
三〇四 海上株式会 海上保險株式
社 会社